

地域密着型通所介護サービス・日常生活支援総合事業利用料金表

堀川南光風苑(通称 きときと)

令和元年.10.1～

I 通所介護サービス

単位:日額 円

		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
基本料金	3時間未満	304	349	394	438	484
	3時間以上 4時間未満	415	476	537	597	660
介護 加 算 ・ 減 算	個別機能訓練加算 I	47	常勤専従の機能訓練指導員を配置し、機能訓練指導員等が共同して利用者ごとに居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成し、その後3か月に1回は居宅を訪問し、訓練の説明と内容を見直し、計画的に訓練を実施した場合			
	個別機能訓練加算 II	57	機能訓練指導員専従の理学療法士等を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、その後3か月に1回は居宅を訪問し、訓練の説明と内容を見直し、それに基づき理学療法士等が訓練を実施した場合			
	サービス提供体制強化加算(I)イ	18	介護職員の総数に対して、介護福祉士が50%以上配置されている場合			
	送迎減算	△ 48	居宅と事業所間の送迎を行わない場合(片道)			
	介護職処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善のための加算 「基本+その他の加算」の料金額に5.9%を乗じた額				
	介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善のための加算 「基本+その他の加算」の料金額に1.2%を乗じた額				

II 日常生活支援総合事業通所型 (総合事業は月単位の料金)

			サービス提供体制強化加算(I)イ	
基本	要支援 1	1,678	73	介護職員の総数に対して、介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算
	要支援 2	3,441	146	
加 算	生活機能向上グループ活動加算	101	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対し実施した場合に加算 ただし運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上の各加算を行っていない場合のみ加算	
	運動器機能向上加算	228	理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動機能向上に係る個別の計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算	
	介護職処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善のための加算 「基本+加算」の料金額に5.9%を乗じた額		
	介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善のための加算 「基本+その他の加算」の料金額に1.2%を乗じた額		

- * 上記料金には、富山市の地域単価10.14を乗じて算出しています。円未満の端数の関係で、請求額に多少の誤差が生じます。
- * 中山間地加算:当事業所の通常の実施区域を越えてサービスを提供する場合、所定の利用料に5%が加算されます。
- * 要介護状態区分に応じた支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。
- * 表記料金は負担割合が1割の場合です。2割や3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

介護サービスを利用した額の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により超えた額が高額介護サービス費として支給されます。介護保険 と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

☆ キャンセル料 (当日) 1,000円